「誰でもが安心して働ける社会を／沖データは派遣社員を直接雇用しろ１２・１７集会」開催

派遣法違反の状態を含め８年５ヶ月働かされ、３ヶ月毎の契約切れで雇い止めはひどい！

（上）会場一杯の参加者は、群馬県内はもとより東京・埼玉・八王子からも　（右）派遣法の講演をする吉野　晶弁護士

２８団体・１００人参加で大成功!

昨年の12月17日、地元高崎において沖データに直接雇用を求める派遣社員の闘いを支援する集会が開かれました。

会場は、立ち見が出るほどの参加者で埋まり、この闘いに対する関心の高さが示されました。電機情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長、群馬県労働組合会議の真砂貞夫議長が挨拶。群馬労働弁護団・事務局長の吉野　晶弁護士が「労働者派遣法をめぐる情勢」をテーマに講演を行ないました。

内容は、そもそも法律で禁止されていた「労働者供給事業」を、条件付きで合法化したのが「労働者派遣法」で、職種を限定した導入から経営者団体の要請に押されて製造業にまで拡大された経過が話され、貧困と格差が拡大した労働者の実態や日本経済に大きな影響を与えた状況、派遣労働者をめぐる争議が全国各地で発生している事など、改めて派遣法改正の必要性を話されました。沖データに直接雇用を求める闘いの重要性についても触れ、参加者を激励しました。

派遣社員本人からは「沖データの仕事に誇りを感じて無理な業務も、長時間過密労働で乗り越えてきた。これからも沖データで働き続けたい」という訴えがあり「頑張れ！」の掛け声と共に激励と連帯の拍手で会場が包まれました。

発行

■電機情報ユニオン／沖電気の職場を明るくする会（ＯＡＫ）■

【連絡先】東京都港区三田３－２－２０
０３（３４５５）６００６

<東京新聞>

2011年(平成23年)12月29日(木曜日)　群馬　地域の情報　18

≪東京新聞(群馬版)で報道≫
群馬労働局の
立ち入り調査に注目

群馬

群馬労働局

沖データを立ち入り調査

労働者派遣法違反容疑　契約外業務に長期間か

沖電気工業（東京）の子会社でプリンターを製造する沖データ（同）の高崎事業所（高崎市双葉町）が、派遣社員を契約外の業務内容で違法な期間働かせたとして、群馬労働局が労働者派遣法違反の疑いで立ち入り調査したことが明らかになった。この派遣社員は今年九月に契約を更新されず「雇い止め」となった。沖データは立ち入り調査の事実を認めている。

関係者によると、派遣社員は二〇〇三年四月、三カ月ごとの契約で派遣を開始。契約内容は「ソフトウエア開発」か「機械設計」に関する単純な事務作業に限られていた。

しかし派遣社員は一つのプロジェクト・チームのリーダーの一人などとして〇八年九～十一月上旬は最大五人程度、〇九年九月から約一年間は同四十数人の従業員に業務を教育したという。

教育は長時間にわたり、カリキュラムを作成して、一室でプロジェクターなどを使う場合や管理職を含めた場合もあったという。派遣社員は約八年五カ月勤め、今年九月上旬に契約を解除された。

労働者派遣法によると、当初の二項目の契約内容では派遣の受け入れ期間に制限はない。しかし、教育など単純な事務作業を発展した業務が一日か一週間当たりで一割を超える期間があった場合、受け入れ期間は原則一年、最長三年までと規定。規定を超えた場合、直接雇用する必要が生じる。

派遣社員は九月上旬、群馬労働局に調査を申告。立ち入り調査は同月下旬にあり、十月上旬には同労働局が担当者を呼び出し、事情聴取した。その後、複数回立ち入り調査などがあった。

派遣社員は「当時の手帳やメモなどが残っており、仕事内容や勤務時間の具体的な立証ができる。雇い止めは納得できない。派遣ではあるが、沖データと仕事に愛着があり、妻や幼い子ども二人のためにも戻りたい」と主張している。

沖電気工業広報部は「九月下旬の立ち入り調査は定期指導の一環と聞いており、派遣社員の件も調査された。調査中のため詳細は明らかにできず、労働局の指導があれば応じる。当社としては正当な対応だったと考えている」と話している。

群馬労働局は「個別の事案には答えられない」としている。

沖データの高崎事業所が入るビル＝高崎市で

■集会で参加者の総意として確認された「集会決議」は、群馬県労働組合会議の役員によって沖データと群馬労働局に直接手渡されました■

≪　集　会　決　議　≫

私たちは本日、「誰でも安心して働き・生活できる社会を／沖データは派遣社員を直接雇用せよ１２・１７集会」に参加し、「貧困と格差」を生み出す大きな要因となっている「労働者派遣法」の実態を学び、沖データに直接雇用を求めて闘っている派遣社員の訴えを聞きました。

８年５ヶ月もの間、沖データのために家族や生活を犠牲にして長時間過密労働に耐えてきた派遣社員を、会社の身勝手な理由で雇い止めした沖データに対して怒りを感じずにはいられません。加えて、労働者派遣法に抵触する状態で働かせていたことも分かり、群馬労働局が沖データの実態調査に入った報告がされました。まさしく、会社が掲げているコンプライアンスが問われ、企業としての社会的責任をまったく自覚していない企業体質に驚いています。

派遣労社員は、誠実に道理をもって会社と話し合いを進めてきました。しかし、「経営再建途上で直接雇用することは出来ない」として派遣社員の切実な願いを聞き入れることなく今日に至っています。この間、派遣社員は電機・情報ユニオンに加盟して団体交渉を進めてきましたが、沖データは「労働局で調査中」「労働局の結論を待っている」という態度で、組合側の調査要求には応じるものの、直接雇用をかたくなに拒み続けています。こうした状況は、闘いの広がりを更に拡大させ、沖データが社会的批判を浴び続けることにつながります。

私たちは本集会の名の下、沖データが派遣社員の直接雇用を決断する事を強く求めます。また、労働局が派遣社員の勇気ある申告に対して誠実に対応し、沖データの違法行為を見逃すことなく派遣社員が安心して働けるように指導し、労働局の役割りを果すことを願ってやみません。

本集会のテーマである「誰でも安心して働き・生活できる社会を」めざして奮闘することを誓い、派遣社員が沖データに直接雇用されるまで支援し続けることを確認し、集会の名において決議します。

２０１１年１２月１７日

「誰でも安心して働き・生活できる社会を
沖データは派遣社員を直接雇用しろ１２・１７集会」

新聞記事の中では「派遣社員は『当時の手帳やメモなどが残っており、仕事内容や勤務時間の具体的な立証ができている。雇い止めは納得できない。派遣社員ではあるが、沖データと仕事に愛着があり、妻や幼い子ども二人のためにも戻りたい』と主張している」と本人の思いを書いています。